

食品安全委員会第 318 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 1 月 28 日（木） 13:59～14:44

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目（②～④はポジティブリスト制度関連）

①イミダクロプリド ②イミノクタジン

③シクロプロトリン ④スピロジクロフェン

（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「オキシフルオルフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

・農薬「アゾキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「プロピリスルフロン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合せた品種」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（DP-356043-5）」に係る食品健康影響評価について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 12 月分）について

(5) その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 俵木基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「イミダクロプリド」、「イミノクタジン」、「シクロプロトリン」及び「スピロジクロフェン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 2 農薬専門調査会における審議結果について〈オキシフルオルフェン〉

資料 3 - 1 アゾキシストロピン農薬評価書（第3版）（案）

資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロピリスルフロン〉

資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ
LLCotton25系統を掛け合わせた品種〉

資料 3 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(DP-356043-5)〉

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成21年12月分）について

6. 議事内容

◆小泉委員長 少し早いようですが、おそろいようですので始めさせていただきます。

ただ今から第318回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第318回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の外に、資料1-1「食品健康影響評価について」。

資料1-2「『イミダクロプリド』、『イミノクタジン』、『シクロプロトリン』及び『スピロジクロフェン』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」。

資料 2 「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 3 - 1 「農薬評価書アゾキシストロビン」。

資料 3 - 2 「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。ワタ関係です。

資料 3 - 4 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。資料の訂正についての関係です。

資料 4 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 12 月分）について」でございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明 について
--

◆小泉委員長 最初に、「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料 1 - 1」にありますように、1 月 25 日付けで厚生労働大臣から農薬 4 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の俵木基準審査課長から御説明をお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 ありがとうございます。御説明いたします。

お手元の「資料 1 - 2」でございます。本日、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、ここに掲げました、「イミダクロプリド」外全部で 4 剤でございます。4 剤のうち、「1」のイミダクロプリドにつきましては、これが 2 回目の評価の依頼でございまして、一番最後の「別添 2」にありますように、追加データリストも併せて提出させていただいております。

それでは、剤の説明をさせていただきたいと思っております。1 枚めくっていただきまして、「イミダクロプリド」でございます。本剤につきまして、昨年 12 月に、農林水産省より、適用拡大の申請に伴います基準値設定の要請がございました。併せて、米国から、インポートトレランスによる残留基準の設定の要請がございまして、併せて評価をお願いするものでございます。

本剤は殺虫剤でございまして、我が国では既に登録を受けている農薬でございます。ここに掲げ

ましたように、稲、ばれいしょ等々に適用がある農薬でございまして、既に、なす、ほうれんそうにも適用がございしますが、今回は、なす、ほうれんそうにつきまして、新しい剤形の追加ということで適用拡大申請があったものでございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.06mg/kg体重/dayということで置かれておりまして、それを基に国際基準、諸外国でもここに掲げましたように、各国でいろんな作物に基準の設定がございします。今回はここに、「インポートトレランス要請」と書いてございしますが、アメリカから牛の筋肉等畜産物についての基準の設定について、インポートトレランス要請があったものでございます。

本剤については、食品安全委員会での御評価の欄でございますが、19年に1度、ADIを御評価いただいております、このように御評価をいただいているところでございます。今回が2回目の御評価のお願いということでございます。

「イミノクタジン」でございますが、本剤についても、昨年12月に農林水産省から、適用拡大の申請に伴います基準値の設定及び畜産物への基準値設定の要請を受けたものでございます。併せて、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準についても、全面的な見直しをする予定にしております。

本剤は殺菌剤でございまして、我が国でも小麦、なし等に適用が既に認められているものでございます。本剤のレタス、キャベツへの適用拡大ということですが、レタス、キャベツについても適用がすででございますが、使用時期を拡大するというところでの適用拡大の申請があったものでございます。

国際機関、海外での評価状況ですが、ここに記載いたしましたとおり、JMPRでの評価もございませんし、諸外国での基準の設定は確認した5か国・地域ではありません。食品安全委員会での御評価も今回が初めてのお願いということでございます。

「シクロプロトリン」でございます。本剤については、本年1月5日に、農林水産省より、魚介類への基準値の設定ということで要請をいただいたものでございます。併せて、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準についても、全面的な見直しを行う予定でございます。

本剤は殺虫剤でございまして、我が国におきましても稲に登録がされております。

国際機関、海外での評価は行われておりません。食品安全委員会での御評価も今回が初めてということでございます。

「スピロジクロフェン」につきましては、インポートトレランス要請として、きゅうり、トマトと書いてございしますが、EU、ブラジル、韓国からインポートトレランスによる残留基準の設定要請があったことに伴うものでございまして、併せて、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準につき

ましても、全面的な見直しを行う予定でございます。

本剤は殺ダニ剤でございますが、我が国での登録がございます。かんきつ類、りんご等に適用が認められているものでございます。

JMPR での評価はまだございませんが、米国、カナダ、EU で既に各種作物に基準が設定されている剤でございます。今回は先ほど申し上げましたように、EU、ブラジル、韓国からインポートトレランスによる残留基準値の設定の要請があったものでございます。食品安全委員会での御評価は初めてということでございます。

最後に、別添 2 といたしまして、初めに申し上げましたように評価の依頼が 2 回目になりますイミダクロプリドにつきましては、今回追加で提出のありました資料について一覧をつけさせていただいております。

よろしく御評価お願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の説明の中から 4 品目のうち、1 のイミダクロプリドにつきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、昨年 10 月 8 日付けの食品安全委員会決定の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たりまして試験成績が追加提出されておりますので、この委員会決定の 1 の(2)、新たな科学的知見の存在を確認したときは、委員長の指名する委員を中心に、当該知見が既存の評価結果に影響を及ぼすかどうかを検討するという規定がございますので、それに対応することといたします。

それでは、担当委員の廣瀬さんから、本品目に関しまして、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶのかどうかについて、説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 それでは、簡単に説明いたします。

イミダクロプリドにつきましては、先ほど御説明がありましたように、資料 1 - 2 の最後のページ別添 2 にございますように、泌乳山羊や産卵鶏を用いました家畜代謝試験等が作物残留試験に加えて提出されておりますため、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えております。

以上です。

◆**小泉委員長** ただ今の御説明によりますと、このイミダクロプリドにつきましては、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われるということです。

したがって、本委員会としては、先ほどの食品安全委員会決定の規定に従いまして、専門調査会に調査審議させるものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** それでは、この1のイミダクロプリド、プラスその他の3品目、合計4品目につきまして、農薬専門調査会において審議することといたします。

俵木基準審査課長、どうもありがとうございました。

◆**俵木基準審査課長** よろしくお願いたします。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

◆**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。

「(2) 農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆**廣瀬委員** 「資料2」の5ページに沿って説明したいと思います。「オキシフルオルフェン」ですが、これにつきましては、アメリカ及びオーストラリアの資料を用いまして、評価書評価を行いました。

この剤は、ジフェニルエーテル系の除草剤でありまして、クロロフィル生合成系のプロトポルフィリノーゲンIXオキシダーゼ、略してProtoxIXと言いますが、これを阻害することによってプロトポルフィリンIXが植物体に蓄積して、光増感作用によって活性酸素が産生され、それが細胞膜の脂質を酸化させて植物体が枯れ死に至ると考えられております。

この剤の投与による影響としましては、ラット、マウス、イヌに共通して血液系への影響、つまり貧血が見られまして、その上にラット、マウスでは赤血球の形態異常が伴っているということがございます。肝細胞肥大、脂肪や色素の沈着、単細胞壊死、肝障害もこれらの種に共通して認められております。さらに、ラットでは腎尿細管の色素沈着、空胞変性、鉍質沈着や腎盂移行上皮の過

形成といった腎への影響、イヌではリンパ球性甲状腺炎といった甲状腺への影響も認められています。

発がん性試験では、マウスの雄のみですけれども、肝細胞腺腫及びがんを合計した発生頻度に増加が認められましたが、遺伝毒性試験の結果、生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められないと判断されまして、閾値を設定することが可能と考えられました。繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量の中で、最も低い値が得られたものは、ラットを用いました2年間慢性毒性／発がん性併合試験の2.43mg/kg体重/日でしたので、これを根拠として、安全係数100で割った0.024mg/kg体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定いたしました。

詳細は事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、私の方から追加の説明を申し上げます。

評価書（案）3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2005年にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定をされております。今回の評価の要請は2007年12月でございますが、基本法24条2項に基づく評価の要請ということでございます。

6ページの「開発の経緯」を御覧いただきたいと思いますが、オキシフルオルフェンは、米国で開発をされておりますけれども、当初約70%純度の原体が登録されておりましたが、1999年に純度が99%に引き上げられて、現在用いられている原体の純度は97から99%であるということでございます。

したがいまして、今回の評価に用いた試験成績には70%純度のものと、99%純度の試験成績が混在をしているということでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページから記載がされております。今回の評価につきましては、米国及び豪州の評価書を用いて評価が行われております。

「動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いた試験成績におきましては、血漿中の T_{max} は、投与6時間後ということでございます。また、消失につきましては二相性を示すということで、半減期につきましては α 相で9から13時間、 β 相で26から32時間という結果となっております。

投与後48時間で82から98%が排泄されるということで、排泄につきましては、比較的速やかに行われるということでございます。胆汁中排泄試験が実施されていないということで、正確な吸収率というものが算出されておられませんけれども、尿中排泄の割合から考えまして10ないし30%程度少なくとも吸収されるという結果でございます。吸収されますと脂肪、肝臓、副腎、甲状

腺、腎臓、肺、卵巣に比較的高濃度に分布をするという結果でございました。

代謝につきましては、*O*-脱エチル化、窒素還元、ジフェニルエーテル開裂といったものが考えられているということでございます。

8 ページにまいりまして、ウシ、ニワトリを用いまして残留試験の検討が行われておりますが、残留性について特に問題となる結果ではございませんでした。

毒性の試験成績につきましては 11 ページ以降にまとめられております。主な食品につきましては、廣瀬委員の方から紹介のあったとおりでございますけれども、12 ページの「亜急性毒性試験」の結果で示されておりますように、例えば、ラット 90 日間亜急性毒性試験におきましては、血液に対する影響あるいは腎に対する影響といったものが認められております。

13 ページ、「表 7」におきましては、副腎への所見も認められております。

14 ページ、「表 8」の結果を見ますと、肝臓への影響も認められるというところでございます。

16 ページには、「発がん性試験」の成績がまとめられております。ラットを用いました発がん性試験につきましては、発がん性は認められなかったという結果でございましたが、マウスを用いた 2 年間発がん性試験におきましては、200ppm 投与群の雄で肝細胞腺腫及びがんの合計が有意に増加をしたという結果となっております。

「生殖発生毒性試験」でございますが、繁殖試験の結果は繁殖能に対する影響は認められなかったという結果でございます。

18 ページ以降に発生毒性試験の成績がまとめられておりまして、その「発生毒性試験（ラット）①」におきましては、催奇形性は認められなかったという結果でございますが、「発生毒性試験（ラット）②」につきましては、183mg/kg 体重/日投与群におきまして、4 腹で血管の変異あるいは 12 腹で骨格変異が認められたという結果でございます。

一方で、ウサギを用いました発生毒性試験につきましては、2 つの試験が実施されておりますが、それぞれ催奇形性は認められなかったという結果でございます。

「遺伝毒性試験」の結果につきましては、純度 96 から 99% のものを用いたものが「表 13」、71 から 73% の純度のものを用いた結果が「表 14」にまとめられておりますが、いずれも *in vitro* で一部陽性の結果が出ておりますけれども、*in vivo* の試験成績などの結果から、最終的には生体にとって問題となるような遺伝毒性はないだろうという判断となっております。

以上のような試験成績を基にいたしまして、最終的な「食品健康影響評価」は 22 ページにまとめられておりますが、最終的な ADI につきましては、既に廣瀬委員から御紹介のあったように、ADI として 0.024mg/kg 体重/日と設定するという結果となっております。

評価書（案）につきましては、本日、委員会終了後、2 月 26 日までの 30 日間、国民からの御意

見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

◆**小泉委員長** 次の議事に移ります。

「(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「アゾキシストロビン」についてですが、本件につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象のため、厚生労働省から当委員会に対しまして諮問内容についての説明があった際に、農薬専門調査会に付託するかどうかの検討をすることとなっております。

その結果につきまして、担当委員であります廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆**廣瀬委員** それでは、説明いたします。

昨年 10 月 8 日付けの食品安全委員会決定に基づき検討をいたしました結果、アゾキシストロビンの諮問に当たって提出されました試験成績は、作物残留試験のみであったということから、既存の評価結果に影響が及ぶことはない判断いたしました。

したがいまして、農薬専門調査会には付託せず、本委員会で直接審議していただくために評価書(第 3 版)(案)を本日の資料として提出いたしましたので、審議をお願いしたいと思います。

◆**小泉委員長** それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◆**北條評価課長** 「資料 3-1」に基づいて説明申し上げます。

評価書 3 ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。この農薬につきましては、既に 2006 年 12 月と 2007 年 11 月に 2 回ほど審議をいただきまして、評価の通知を厚生労働省に行っているものでございます。今回の評価の要請につきましては、4 ページの「第 3 版関係」というところに記載がございますが、2009 年 4 月に、バナナ、しょうがなどに対します適用拡大の連絡

がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

提出されましたデータといたしましては、作物残留試験の成績でございます。具体的に申し上げますと評価書の後ろの方になりますけれども、「別紙3」に相当するところでございます47ページのコまつな、みずな、59ページのしょうが、60ページのえだまめの部分のデータが追加をされております。

71ページ、「別紙4」の推定摂取量の「表」でございますが、ここも先ほど申し上げた種類の作物のデータが追加されたということで、数値が追加あるいは改訂されているところがございます。

これを受けまして、評価書20ページ「表10」でございますが、推定摂取量の表の数値が改訂されているというところがございます。

それ以外の変更につきましてはございませんで、したがって、ADIも変更がないということで、この改訂された評価書をもって関係機関に通知をしたいと考えております。通常行われているパブリックコメントの手続は省略をしたいと考えております。

以上でございます。

◆**小泉委員長** それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、平成18年12月に決定いたしました評価結果と同じ値、すなわち、「アゾキシストロビンの一日摂取許容量を0.18mg/kg体重/日と設定する。」ということによりよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** 続きまして、農薬「プロピリスルフロン」についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

◆**北條評価課長** それでは、「資料3-2」に基づいて御説明申し上げます。

評価書3ページの「審議の経緯」に記載がございますが、今回の評価の要請につきましては、2009年4月に農薬登録申請、水稻と魚介類に対します残留基準の設定に伴いまして、食品健康影響評価の要請があったものでございます。評価書(案)につきましては、昨年12月17日から本年1月

15日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。以上でございます。

◆**小泉委員長** それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「プロピリスルフロンの一日内摂取許容量を0.011mg/kg体重/日と設定する。」ということによりよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** 続きまして、「除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統を掛け合わせた品種」についてです。本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

◆**北條評価課長** 「資料3-3」に基づいて御説明申し上げます。

評価書1ページの「審議の経緯」に記載がございますが、今回の品目につきましては、2010年1月に厚生労働大臣より、遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

内容でございますが、3ページの「評価対象食品の概要」に記載がございますように、今回の品種につきましては、除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と、除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統を掛け合わせた品種ということでございます。それぞれの系統につきましては、既に評価が終了しておりまして、GHB614 系統につきましては、平成22年1月21日厚生労働省告示第23号、LLCotton25 系統につきましては、平成16年6月28日の厚生労働省告示第255号で告示をされておりまして、既に安全性の評価は終了しているところでございます。

今回は、これらの掛け合わせの品種ということでございまして、評価結果は4ページに記載がございますけれども、いわゆる安全性評価の評価基準に基づいて、改めての安全性の確認を必要とするものではないものと判断をされているところでございます。

したがって、このものにつきましては、国民からの御意見・情報の募集という手続を行わず、

そのまま評価結果を関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆**小泉委員長** それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づきまして、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** それでは、続きまして、「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (DP-356043-5)」についてです。

本件は、本年1月8日付けで、厚生労働省から評価要請に当たりまして、提出した資料に誤りがあったことが報告されました。報告されましたもののうち、既に食品健康影響評価が終了していたものでございます。

これにつきまして、本年1月14日の委員会で、遺伝子組換え食品等専門調査会に調査審議を求めるといたしました。その後、専門調査会において審議が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

◆**北條評価課長** それでは、「資料3-4」に基づいて御説明申し上げます。

評価書3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本件につきましては、2009年2月に食品安全委員会の評価を終えているものでございます。その後、先ほど委員長から御紹介がございましたように、本年1月14日でございますが、そのときに提出しておりました資料に誤記等があったという報告を受けた次第でございます。この報告を受けまして、本年1月18日に開催されました遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、その内容について確認をいただいたところでございます。

確認をいただきまして、評価書につきまして改訂をしております。その内容につきましては後ろから2ページにわたります記載がございます。内容的にはこのものの評価に直接係るといったところは結果的にはございませんでした。

具体的に申し上げますと、評価書7ページ、「3. 宿主由来の食品の構成成分等に関する事項」

の「(2)」の第2パラグラフに相当するところでございますけれども、これはダイズの種の中の幾つかの成分の含量が記載されておりますが、その数字の部分を変更されております。

その上の「(1) 宿主の可食部分の主要栄養素等」といったところのタンパク質、脂質、灰分等の成分の数字が変更されております。

9ページの真ん中に記載がございますが、「ダイズ種子中のトリプシンインヒビター含有量」以下の文章の中の成分に係るところの記述が改正されております。

その他、「参照」とされております文献が1つ修正されておまして、その関係で参考文献の番号が変更されている。その辺が主な改訂の内容となっております。

御説明して申し上げましたように、評価そのものには影響を与えるものではないという結果をいただいているところでございます。

改正の内容等についての御紹介は以上でございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。1月14日の委員会で結構質問があったように思うんですが、よろしいですか。

野村さん、どうぞ。

◆**野村委員** この間も、科学的評価そのものの信頼性に影響を与えるものであるから、こういう問題は非常に慎重にというお願いをしたところでありまして、もしでき得れば、その後どういう対策を採っているかといったようなことがあれば、是非また機会をみて当委員会に報告願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆**小泉委員長** 分かりました。北條評価課長、どうぞ。

◆**北條評価課長** 前回、この誤記等の報告があったときにも説明がありましたけれども、この案件があったということで、関係団体にこのようなことがないように周知徹底ということで、まずは通知を發出しているという対応はされているようでございます。

また、食品健康影響評価自体には影響がないということで、国民からの御意見・情報の手続は省略して、結果を厚生労働省に通知したいと考えております。

◆**小泉委員長** 分かりました。一応対策を採られているようで、事業者の方にも指導されていると

ということです。外の委員の方々いかがですか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 また、平成21年2月26日付けで委員会が決定いたしました「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（DP-356043-5）」に係る評価結果につきましては、今般の決定及び経緯を踏まえまして、廃止することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 分かりました。では、そういうこととさせていただきます。

（4）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成21年12月分）について

◆小泉委員長 次の議題に移ります。

「（4）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成21年12月分）について」です。事務局から報告をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 それでは、「資料4」に基づきまして報告いたします。『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成21年12月分）」でございます。

12月に寄せられた件数は、全部で39件ございました。ちなみに前月11月は48件ございました。

内訳ですが、「①食品安全委員会関係」で9件、「②食品の安全性関係」について7件、「③食品一般関係」については23件ということになっております。

2ページ目に内訳を書いておりますが、12月につきましてはDAGの関係で1件あった外は特段ございません。合計39件となっております。

3ページ目に、毎回問い合わせの多い質問について、Q & A方式でお答えするものでございます。今回は、パパイヤのリスク評価についての質問を取り上げさせていただきました。「遺伝子組換えパパイヤの安全性が食品安全委員会で評価されたと聞きました。パパイヤは生で食べることが多いですが、評価内容について教えてください。」ということでございます。

評価については、昨年7月に出されております。回答ですが、パパイヤは、PRSVというウイルスに感染すると、果実に斑点を生じ、糖度を下げるなど、収穫できなくなるほどの深刻な被害をもたらすことがあるということで、この遺伝子組換えパパイヤ、「パパイヤ 55-1」というものでございますが、PRSVの影響を受けないようにしたもので、タンパク質を作る *PRSV CP* という遺伝子を導入して、PRSVを増殖できなくするという効果があるというものでございます。

評価内容でございますが、結論として、PRSVは多くのパパイヤに自然感染し、これまでのところ健康被害の報告がなく、ヒトに対して病原性を示さないということ。それから、*PRSV CP* 遺伝子を作るタンパク質につきましては、毒性やアレルギー誘発性を持つという報告はございません。生で食べても胃液で容易に分解されるというものでございます。また、仮に1日1個パパイヤを食べたとしても、この遺伝子を作るタンパク質の摂取量は極めて微量であるということ、パパイヤは、もともとアレルギー物質などを持っておりませんが、導入された遺伝子の影響でその量が増えたり、また新しい有害物質を作るおそれはないということでございます。

このことから、パパイヤ 55-1 につきましては、「ヒトの健康を損なうおそれはない」と判断といたしているところでございます。

なお、この評価を受けて、パパイヤ 55-1 を日本で食品として許可するかどうかについては、現在、リスク管理機関の方で検討されているということでございます。

これにつきましては、評価書本体と、今月出されました季刊誌「食品安全」の21号に特集記事を組んでおります。このリンクを貼らせていただいております。

報告は以上でございます。

◆小泉委員長 それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

外に議事はございますか。

◆西村総務課長 特にございません。

◆小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、2月4日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、前々回にもお知らせいたしましたが、現在、食品安全委員会では、平成22年度の食品安全モニターの募集を行っております。活動内容、応募資格、応募方法などを記載しております「募

集要項」につきましては、本会場の隣の展示コーナーに用意しておりますし、ホームページにも掲載しております。

応募締切りは、2月5日（金曜日）となっておりますので、御応募をお待ちいたしております。

以上をもちまして、第318回食品安全委員会会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。